

インフルエンザの定点当たり報告数

インフルエンザは定点把握対象疾患であり、医療機関の中から選定し、協力していただいている定点医療機関からのみ患者数が報告されます。

定点当たり報告数とは、すべての定点医療機関からの報告数を定点数で割った値のことで、言いかえると1医療機関当たりの平均報告数のことです。

厚生労働省・感染症サーベランス事業により、全国約 5,000 のインフルエンザ定点医療機関を受診した患者数が週ごとに把握されています。長崎県のインフルエンザ定点医療機関は、長崎県内に 70 カ所、長崎市保健所管内に 17 カ所存在します。前述のように、定点当たり報告数とは、このうち1つの医療機関が1週間で何人のインフルエンザ患者を診療したか、を表す数字です。したがって、定点当たり報告数が 3 ならば、1つの医療機関で1週間に 3 人のインフルエンザ患者を診療した、ということになります。

この数字が 1 以上であれば、その地域は流行レベルに入ったことになり、10 以上なら注意報レベル、30 以上なら警報レベルの流行となります。警報が解除されるのはこの数字が「10」を切ってからです。

2017-2018 シーズンの公表が、2017 年第 45 週から開始されました。今シーズンは、47 週で流行開始の指標 1 を超え、51 週で注意報レベル（10 以上）となり、第 3 週から警報レベル（30 以上）となりました。第 5 週（1/29-2/4）がピーク（54.33）で、その後、減少して、第 7 週、第 8 週、第 9 週、第 10 週と注意報レベルでしたが、第 11 週で流行レベルとなりました。

2018 年第 16 週（4/16-4/22）の定点当たり報告数は 1.76（患者報告数 8,690）となり、第 15 週（4/9-4/15）の定点当たり報告数 1.66（患者報告数 8,211）から増加していました。ピークを過ぎ、注意報レベルが第 10 週で終わりましたが、第 11 週、第 12 週、第 13 週、第 14 週、第 15 週、第 16 週も流行レベルとなっています。

都道府県別では岩手県（8.09）、山形県（6.46）、新潟県（6.27）、福島県（6.18）、青森県（6.05）、秋田県（5.78）、北海道（4.96）、石川県（3.69）、長野県（3.47）、宮城県（3.33）、**沖縄県（3.33）**、山梨県（3.27）、鳥取県（3.21）の順となっています。

国内のインフルエンザウイルスの検出状況をみると、直近の 5 週間（2018 年第 12～第 16 週）では AH3 型、B 型、次いで AH1pdm09 型の順となっていま

す。詳細は国立感染症研究所ホームページ

(<http://www.niid.go.jp/niid/ja/flu-map.html>) を参照して下さい。

2018年は、第16週(4/16-4/22)は長崎市(0.94)、長崎県(1.09)で、2018年第15週(4/9-4/15)の長崎市(0.29)、長崎県(1.46)と比べますと、長崎市は増加し、長崎県は減少しておりました。

注意報レベルでの流行が第9週で終わりましたが、長崎県としては、まだ流行レベルが続いています。

長崎市は、2017年47週で流行開始の指標1を超えましたが、2018年14週以降流行レベルの指標1を切りました。16週で0.94と増加しておりました。長崎県は、42週で1.03と流行開始の指標1を超えましたが、43週は0.9に減少しました。44週以降1を超え、48週、49週、50週で全国1位でしたが、51週2位、52週3位、1週5位、2週7位、3週6位、4週以降は10位以降となっていました。

長崎市、長崎県ともにインフルエンザの流行開始の指標1を超え、第2週-第7週が「警報レベル(30以上)」、第8週、第9週が「注意報レベル(10以上30未満)」となりましたが、第10週で10未満となりました。長崎県としては、引き続き「流行レベル(1以上10未満)」ですので、注意が必要です。

(長崎県感染症情報センターHPより抜粋、一部改変)

インフルエンザ等の感染予防のために、十分な休息、手洗い、うがい、マスクの着用等を心掛けてください。

インフルエンザが疑われる症状として、のどの痛みや鼻汁・鼻づまり、発熱、頭痛、筋肉痛、関節痛、全身のだるさ等がみられましたら、早めに医療機関を受診してください。

